



I 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1 健全化判断比率の公表等

毎年度、4つの比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算出し、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければなりません。

2 財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定め、議会の議決を経て、公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

この財政健全化計画は、総務大臣及び県知事へ報告し、早期の健全化が困難な場合、総務大臣及び県知事は必要な勧告をすることができるとされています。

3 財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定め、議会の議決を経て公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

財政運営が、財政再生計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できるとされています。

4 公営企業の経営の健全化

公営企業（水道企業など）を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

この資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、経営健全化計画を定め、議会の議決を経て、公表しなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

この経営健全化計画は、総務大臣及び県知事へ報告し、早期の健全化が困難な場合、総務大臣及び県知事は必要な勧告をすることができるとされています。

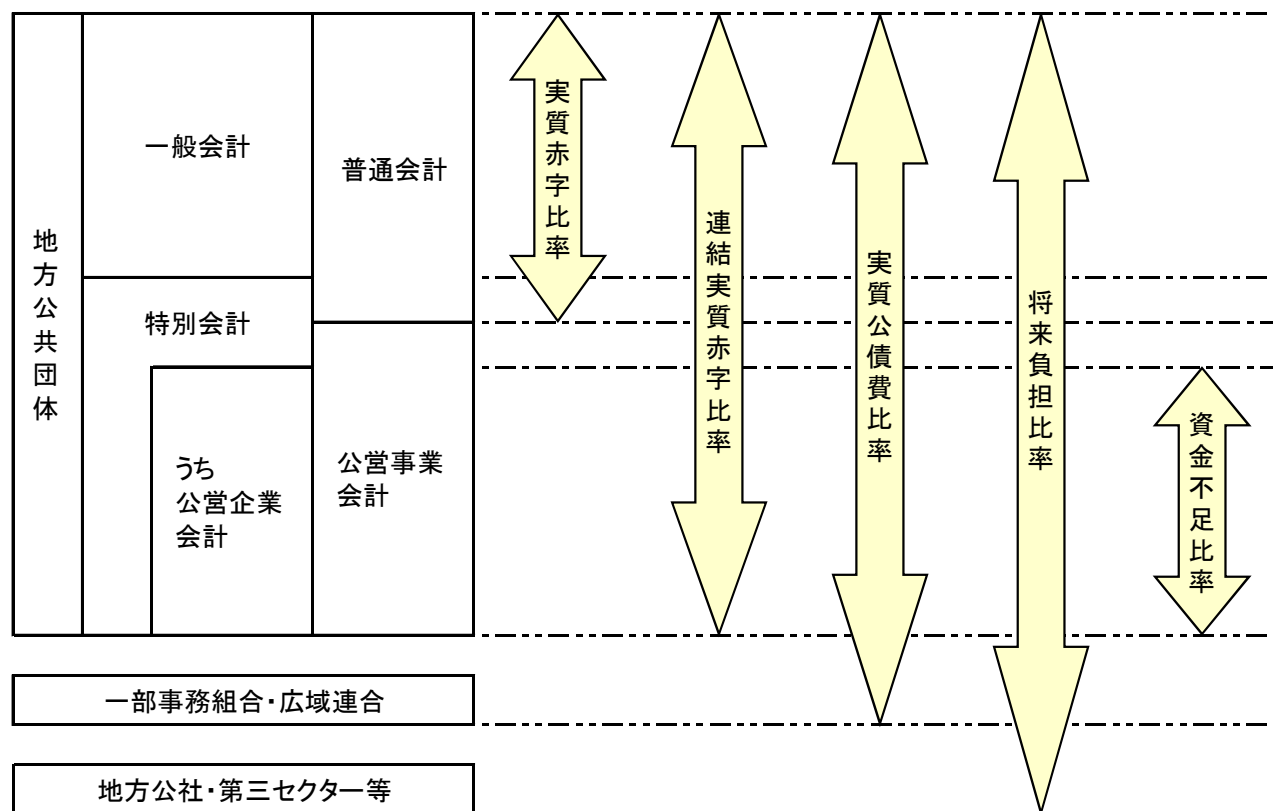
5 外部監査

財政健全化団体、財政再生団体及び公営企業の経営健全化団体となった場合は、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないとされています。

6 施行期日等

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から行っており、財政健全化計画等の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用されています。

7 健全化判断比率等の対象について



Ⅱ 健全化判断比率

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等（嘉麻市の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことです。

嘉麻市の一般会計等の実質収支額は黒字ですので、赤字比率は算出されません。

区 分	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	令和4年度	—	12.99	20.00
	令和5年度	—	12.99	20.00

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等及び特別会計（嘉麻市の場合、国民健康保険事業、後期高齢者医療、住宅新築資金等貸付事業、介護保険事業会計）の実質赤字額と水道事業会計における資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率のことです。

嘉麻市は、連結実質赤字額が生じていないため、赤字比率は算出されません。

区 分	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	令和 4 年度	—	17.99	30.00
	令和 5 年度	—	17.99	30.00

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及びふくおか県央環境施設組合、水道事業会計に対する公債費に係る負担金の標準財政規模に対する比率（3ヶ年平均）のことです。

区 分	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	令和 4 年度	6.3	25.0	35.0
	令和 5 年度	7.1	25.0	35.0

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高や退職手当負担見込額、土地開発公社や第三セクターに対する負担見込額等から、基金など地方債の償還などに充てることができる財源等を控除した「実質的な将来負担額」の標準財政規模に対する比率のことです。

区 分	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準
将来負担比率	令和 4 年度	7.1	350.0
	令和 5 年度	11.5	350.0



Ⅲ 資金不足比率

1 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計（嘉麻市の場合、水道事業会計）ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことです。

嘉麻市の水道事業会計は資金不足が生じていないため、資金不足比率は算出されません。

区 分	年 度	資金不足比率	経営健全化基準
資金不足比率	令和 4 年度	—	20.0
	令和 5 年度	—	20.0

